

監査公表第22号（平成25年3月15日、県公報第3479号登載）
総務部出先機関定期監査（平成24年度）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：総務部の出先機関15機関
- (2) 監査対象期間：平成23年8月1日～平成24年7月31日（12か月間）
- (3) 監査実施期間：平成24年10月2日～平成24年10月31日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
職 員 研 修 所	平成24年10月31日
東 京 事 務 所	平成24年10月19日
博 多 県 税 事 務 所	平成24年10月16日～平成24年10月18日
東 福 岡 県 税 事 務 所	平成24年10月2日～平成24年10月4日
西 福 岡 県 税 事 務 所	平成24年10月10日～平成24年10月12日
筑 紫 県 税 事 務 所	平成24年10月23日～平成24年10月25日
北九州東県税事務所	平成24年10月10日～平成24年10月12日
北九州西県税事務所	平成24年10月2日～平成24年10月4日
田 川 県 税 事 務 所	平成24年10月30日
飯 塚 ・ 直 方 県 税 事 務 所	平成24年10月16日～平成24年10月18日
久 留 米 県 税 事 務 所	平成24年10月23日～平成24年10月25日
大 牟 田 県 税 事 務 所	平成24年10月19日
筑 後 県 税 事 務 所	平成24年10月30日
行 橋 県 税 事 務 所	平成24年10月31日
消 防 学 校	平成24年10月19日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、県税の徴収事務における滞納整理及び滞納処分の状況について、重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料、手数料、財産貸付収入、雑入等の調定及び収入事務

イ 支出

賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

ウ 人件費

報酬、通勤手当の認定及び支給事務

- エ 契約
契約の締結及び履行確認事務
- オ 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の管理状況
- カ 物品
取得、管理及び処分の状況
- キ 県税
個人県民税等の賦課徴収及び債権管理事務

(2) 重点事項の監査の範囲等

- ア 監査対象機関
県税事務所 11 機関（大牟田県税事務所を除く）
- イ 監査の視点
 - (ア) 滞納整理の状況
 - ・ 催告（文書、電話、臨戸）は適正に行われているか
 - ・ 必要な財産調査は適正に行われているか
 - (イ) 滞納処分の状況
 - ・ 財産差押及び換価、交付要求、参加差押等は適正に行われているか

第2 監査の結果

- 1 今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

2 重点事項

県税の平成 23 年度末現在の収入未済額は 171 億円余であり、財産調査・差押の強化や高額・悪質困難事案への組織的取り組みの強化等により、前年度に比べ 8 億 6 千万円余減少している。

今回の監査において、滞納整理及び滞納処分の状況を調査した結果、事務処理は適正に行われていた。

(1) 調査件数

平成 24 年 8 月末現在で 10 万円以上滞納している者について、その滞納件数 110,156 件のうち 2,614 件(2.4%)を抽出して調査を行った。

(2) 調査結果

ア 滞納整理

(ア) 納税を促すための文書及び電話等による催告は、適切な時期に効率的に実施されていた。

(イ) 滞納者の支払能力を確認するための預金、固定資産等の財産調査は、定期的に、また必要に応じて随時実施されていた。

イ 滞納処分

(ア) 滞納者の預金、自動車、不動産等に対する財産差押及び差押財産の換価は、適切な時期に実施されていた。

(イ) 滞納者の財産が公売、競売により強制換価される場合等に生じる金銭について、配当手続き（交付要求）は、適切な時期に遺漏なく行われていた。

(ウ) 債権保全策として行われる参加差押は、適切な時期に遺漏なく実施されていた。